

# 令和4年第13回 博多区選挙管理委員会

令和4年9月20日

## 議 題

### 1 議 案

議案第53号 令和5年検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第54号 令和5年裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第55号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について

議案第56号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第57号 福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

議案第58号 福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第59号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

### 2 その他

次回開催について

開催日時 令和4年10月25日(火) 11時00分～

開催場所 博多区役所8階 応接室

## 議案第53号

令和5年検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和5年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和4年9月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

- 1 検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者の数
  - (1) 福岡第一検察審査会  
35人
  - (2) 福岡第二検察審査会  
35人
- 2 登載する者の氏名等
  - (1) 福岡第一検察審査会  
別紙のとおり
  - (2) 福岡第二検察審査会  
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 検察審査会法第10条第2項の規定による。

## 議案第54号

令和5年裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和5年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和4年9月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

- 1 裁判員候補者予定者名簿に登載する者の数  
566人
- 2 登載する者の氏名等  
別紙のとおり

(根拠)

- ・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第2項の規定による。

## 議案第55号

### 選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

### 移替えを延期する期間

令和4年10月18日から令和4年11月20日まで

(根拠)

- ・公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

## 議案第56号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

郵便等をもって発送を開始する日  
令和4年11月5日

(根拠)

- ・公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項の規定による。

## 議案第57号

福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

交付又は郵便等をもって発送を開始する日  
令和4年11月4日

(根拠)

・公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

## 議案第58号

福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

郵便等をもって発送を開始する日  
令和4年11月5日

(根拠)

・ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

## 議案第59号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和4年9月20日

福岡市博多区選挙管理委員会  
委員長 石田 正明

福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号  
福岡市博多区選挙管理委員会事務局

(根拠)

- ・公職選挙法第49条の規定による。